

令和元年度（2019年度）第4回 北海道大規模小売店舗立地審議会第2部会 議事録

1 日時 令和元年8月30日（金） 10時00分～12時00分

2 場所 渡島合同庁舎4階 401号会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 南部 美砂子 （公立ほこだて未来大学准教授）
副部会長 菊池 幸恵 （函館工業高等専門学校准教授）
特別委員 村田 政隆 （函館地域産業振興財団研究主任）
特別委員 笠井 久会 （北海道大学大学院准教授）
特別委員 田中 浩二 （道南うみ街信用金庫副部長）

(2) 事務局

北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課長 樽井 功英
北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主査 高木 雅彦
北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任 吉田 亜季
北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課主任 永瀬 豊

4 傍聴者 0名

5 審議事項

(1) 「マックスバリュ函館若松店」の法第5条第1項（新設）の届出について

6 発言要旨

(1) 「マックスバリュ函館若松店」の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から届出の概要説明及び7月19日に開催した事前説明内容の再確認を行った。

ア 事前説明における主な確認内容（詳細は別紙意見・質疑に対する対応について）

- ・北海道函館方面西警察署からの指導どおりにしなかった理由について
- ・荷捌き施設の歩行者等への安全対策について
- ・来店者が駐車場内を歩行しない工夫について
- ・各出入口や右折入出庫させないような案内経路の周知徹底について
- ・無断駐車させない工夫について

イ 質疑、発言

(部会長) ただいまの説明について、質問等はないか。

(全 員) なし。

(部会長) 特に意見はないようなので、「マックスバリュ函館若松店」の新設の届出について、「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(全 員) 異議なし。

(部会長) それでは、別紙のとおり答申することに決定する。

(2) 事務局から「スーパーアークス日吉店」の法第5条第1項（新設）の届出についての事務的説明を行った。

(3) 菊池副部会長から「令和元年度第1回北海道大規模小売店舗立地審議会」の開催状況について報告を行った。

(4) 事務局からこれまでの届出状況、次回開催日程について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録（概要版）に添付のとおり。

(マックスバリュ函館若松店)

意見・質疑に対する対応について

1	委員からの意見・質問など	北海道函館方面函館西警察署から「高砂通りは比較的交通量が多いので、右折入庫をしないよう案内するか、入口と出口に分離して駐車場内は右回りの誘導を図るよう検討するように」と指導があったが、反映されているのか。高砂通りからは右折入庫させないこととしているが、駐車場内は荷捌き施設もあつたり狭いので、右回りにした方が良いと思う。指導どおり入口出口を分離したり、右回りにしなかった理由はなにか。
	事業者からの説明	北海道函館方面函館西警察署からは「高砂通りから直接駐車場に右折入庫させないことが望ましいが、右折入庫させるのであれば、円滑かつ安全に入庫できるよう”入出分離・一方通行”を採用するように。」という趣旨の指導であったことから、入出庫分離を検討したところ、高砂通り側の歩道は地下埋設施設や植樹、地上の施設が多く、何か所も出入口を設けることが困難であったため、出入口として1箇所の設置としました。なお、店舗前の荷捌き施設は店舗営業前の1台のみの利用であるとともに、駐車場内の車両通行部分の幅は、駐車場法で規制している相互通行5.5m以上を確保していることから、駐車場利用に支障はないものと考えます。
2	委員からの意見・質問など	他の店舗と比較すると、荷捌き施設への車両の入庫が多いように思う。この荷捌き施設へは歩道をまたいで入出庫することになり、歩行者がどれだけいるかは不明であるが、ミラー等も設置していないようなので、歩行者や自転車の見通しは大丈夫なのか。今すぐ必要ないのかもしれないが、何か安全対策を考えているのか。また、バス停が近くにあり、なるべくバスが来る時間帯を避けるなど、荷捌き車両と重複しない計画的な工夫も必要ではないか。
	事業者からの説明	スーパーマーケットで扱う商品は消費期限が比較的短い物が多く、荷捌き車両の搬入頻度も多くなり、計画の店舗でも1日に18台の車両発生台数としております。このため、荷捌き施設の規模や位置については十分な安全を確保する必要があるものと認識しており、計画の店舗においても4t車換算で2台分、98㎡と十分な広さを確保するとともに、バックすることなく入出庫できる構造となっていることから、十分に安全を確保することができるものと考えておりますが、ご指摘のとおり、この荷捌き施設へは、歩道を横断しての入出庫であり、また、バス停も近くにあることから、搬入車両が出入りするとの注意標示を設置し、歩行者や自転車への注意喚起を促すとともに、荷捌き車両運転手に対して歩行者や自転車等への十分な安全確認を行い、交通事故等を発生させないよう指導して参ります。なお、バス時刻との調整については、時期や交通事情などにより、正確に調整することは難しいと考えますが、なるべくバス時刻と重複しないよう配慮して参ります。
3	委員からの意見・質問など	出入口①からの来店者に対して、駐車場内を歩行させずに入店させる工夫はしているのか。
	事業者からの説明	出入口①からの徒歩による来客者については、店舗前に駐車場と区分するため、約2m幅の歩行者専用ポーチがあるので、駐車場内を歩行することなくこのポーチを利用し、安全に店舗へ入店することができます。
4	委員からの意見・質問など	各出入口の入出庫案内の周知や特に出入口②は右折入庫したくなるような配置であり、右折入庫ができないよう周知を徹底する工夫が必要である。
	事業者からの説明	出入口①（高砂広路）や出入口③（若松16号線）は一方通行なので、右折入出庫することはないと考えますが、出入口②における高砂通り北側から来店する車両は、ご意見のとおり右折入庫する可能性も考えられます。このため、出入口②には右折入庫禁止や左折出庫を誘導する看板を設置するとともに、オープン時や販促催事などを行うチラシ等で各出入口の案内経路をお知らせするなどして、入出庫経路の周知定着に努めてまいります。
5	委員からの意見・質問など	店舗周辺の環境から、観光客等による無断駐車がされないか心配である。無断駐車に対する工夫が必要である。
	事業者からの説明	計画の店舗は、函館駅から約400mの位置にあり、繁華街も近く観光客の利用が見込まれる反面、ご意見のとおり近隣施設利用者の無断駐車も懸念される場所です。このため、店舗社員による巡回を徹底し、常習的に長時間駐車するような車両に注意し、計画店舗利用以外の車両に対しては、警告の紙を貼るなど無断駐車を排除し、店舗来客駐車台数の確保に努めてまいります。

